第15回
定時株主総会
招集ご通知

2020年１月１日 ⟶ 2020年12月31日

TATERU

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくよう強くお願い申しあげます。
なお、座席の間隔確保のため、議場は席数が限定的となりますため、ご来場いただきましても議場にご入場いただけないケースがありますことを予めご了承ください。
株主総会の所要時間につきましても、例年より短縮させていただきます。
また、当日ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

開催日時

2021年３月24日（水曜日）午後２時
受付開始　午後１時30分
※昨年と開始時刻が異なります。

開催場所

東京都千代田区神田駿河台三丁目２番11号
連合会館　２階　大会議室（203・204会議室）
※昨年と会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議 案

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　資本金の額の減少及び剰余金の処分の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

目 次

- 第15回定時株主総会招集ご通知 …… 2
- 株主総会参考書類 …… 5
- 事業報告 …… 10
- 連結計算書類 …… 28
- 計算書類 …… 31
- 監査報告書 …… 34

株式会社ＴＡＴＥＲＵ　　証券コード：1435

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。ここに、第15回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社グループでは、昨年度に引き続きコーポレート・ガバナンスの強化をグループ全体の最重要課題とし、会社組織全体の変革への取り組みや今後の持続的成長に向けた構造改革を進めてまいりました。従前より目標として掲げておりました、テクノロジーを活用したストックビジネスへの収益構造の転換を経て、2021年度からは事業セグメントをAI・IoT事業、PMプラットフォーム事業、不動産コンサルティング事業の3つの区分に再構築することで、事業強化と最適化の取り組みを推進いたします。

当社グループでは、AI・IoT事業を「重要かつ戦略的な分野」と位置付け、コアコンピタンスであるAI・IoTの開発力を活用して、入居者、オーナー、賃貸仲介会社、賃貸管理会社の全てのプレーヤーを繋ぎ、不動産経営の自動化を目指すプラットフォーム「Residence kit」を開発、提供してまいりました。当プラットフォームを活用することにより、IoTを活用したスマートな暮らしの提供、RPAを活用した業務効率化など、持続可能性社会（SDGs）の実現に貢献してまいります。また、昨今の外部環境変化による本格的なDX需要に対応すべく、これまで蓄積された技術力を活用したDX総合支援サービスを提供することで、より本格的なテクノロジー企業として進化を図る方針です。

今後もテクノロジーを通じ、世の中の期待に応え、人々の暮らしが豊かになる世界を実現するべく、引き続きコンプライアンス意識を徹底し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆さまには、倍旧のご支援、並びにご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役 CEO
古木 大咲

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、株主総会当日の来場はお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３ページに記載の「議決権行使等についてのご案内」に従いまして2021年３月23日（火曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

日時

2021年３月24日（水曜日）午後２時より
（受付開始は、午後１時30分です。）
※昨年と開始時刻が異なります。

場所

東京都千代田区神田駿河台三丁目２番１１号
連合会館　２階　大会議室（２０３・２０４会議室）
※昨年と会場が異なります。
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目的事項

報告事項

１．第15期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第15期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

以　上

なお、株主総会終了後、当社グループの事業内容等について一層のご理解を深めていただきたく、同会場において引き続き事業説明会を開催いたしますので、ご参加くださいますようご案内申しあげます。

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

開催日時	2021年３月24日（水曜日）午後２時より （受付開始は、午後１時30分です。）

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご送付くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限	2021年３月23日（火曜日）午後５時到着分まで

インターネットによる議決権行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト（**https://www.web54.net**）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は **次ページ** をご覧ください

議決権行使期限	2021年３月23日（火曜日）午後５時まで

1．法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイト（https://corp.tateru.co/）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
（1）連結計算書類の連結注記表　　（2）計算書類の個別注記表
したがって、本添付書類は、監査等委員会及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

2．事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://corp.tateru.co/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、議決権行使書用紙の右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申しあげます。

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス

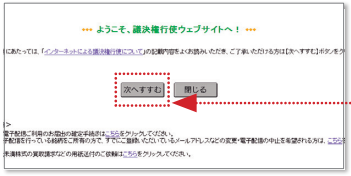

左記QRコードからのアクセスも可能です。

議決権行使ウェブサイト
https://www.web54.net
にアクセス。

「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、
「次へすすむ」をクリック。

2 ログイン

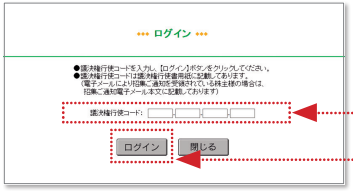

同封の議決権行使書用紙に表示された**「議決権行使コード」**をご入力いただき、
「ログイン」をクリック。

3 パスワードの入力

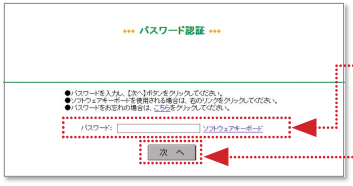

同封の議決権行使書用紙に表示された**「パスワード」**をご入力いただき、
「次へ」をクリック。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください

ご注意

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

ご利用に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行
ウェブサポート専用ダイヤル
0120-652-031

受付時間
9：00～21：00

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は「くらしに価値を。」という経営理念のもと、ストックビジネスであるKANRY事業とフロービジネスであるTATERU事業を展開してまいりました。直近では特に、AI・IoT事業を「重要かつ戦略的な分野」と位置付け、子会社である株式会社Robot Homeを中心にResidence kitをはじめとするIoTシステムの開発や運用に取り組み、AI・IoT事業のサービス強化、知名度向上を図ってまいりました。

そこでこのたび、「Robot Home」を商号として起用することで、業界における知名度及びブランド力の更なる向上と、より効果的な事業展開を目指し、商号を『株式会社TATERU』から『株式会社Robot Home』へ変更するため、現行定款第１条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2021年４月１日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

また、子会社であります『株式会社Robot Home』は『株式会社Residence kit』への商号変更を予定しております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
（商号） 第１条　当会社は、株式会社TATERUと称し、英文では、TATERU，Inc.　と表示する。 （新設）	（商号） 第１条　当会社は、株式会社Robot Homeと称し、英文では、Robot Home，Inc.と表示する。 附則 第１条（商号）の変更は、2021年４月１日に効力を生じるものとし、その効力発生日をもって本附則は削除する。

第２号議案　資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

１．資本金の額の減少並びに剰余金の処分を行う理由

当社は、現在生じております繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、早期復配体制の実現及び今後の機動的な資本政策を可能にするため、会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本件は、発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみ減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産にも変更はありませんので、１株当たり純資産額にも変更が生じるものではございません。

２．資本金の額の減少の内容

（１）減少する資本金の額

資本金の額の7,296,022,700円のうち7,286,022,700円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。

（２）資本金の額の減少の方法

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行いません。

（３）資本金の額の減少が効力を生ずる日

2021年５月14日を予定しております。

３．剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少によって増加したその他資本剰余金を減少して、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

なお、当該振替後の利益剰余金の残高は0円となります。

（１）減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　7,027,763,083円

（２）増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　7,027,763,083円

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会で審議したうえで、取締役会において決定したものです。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1

フルキ　ダイサク
古木　大咲（1979年９月14日生）　再任

所有する当社株式の数
39,950,000株

取締役会への出席状況
２０／２０回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年11月	三和エステート株式会社 入社
2006年１月	当社設立 代表取締役
2016年４月	株式会社iApartment（現株式会社Robot Home）取締役（現任）
2016年６月	株式会社iVacation（現株式会社TABICT）取締役（現任）
2017年５月	株式会社iApartment（現株式会社Robot Home）代表取締役
2018年３月	当社 代表取締役CEO（現任）
2020年１月	株式会社サナス 取締役（現任）
2020年12月	一般社団法人ＤＸ不動産推進協会　代表理事（現任）

［重要な兼職の状況］
株式会社TABICT 取締役
株式会社Robot Home 取締役
株式会社サナス 取締役
一般社団法人DX不動産推進協会 代表理事

候補者とした理由

候補者は、当社創業者として15年にわたり経営を指揮し、当社グループを成長させてきました。候補者の経営実績、事業における幅広い知識、優れたリーダーシップは、当社のさらなる企業価値向上に引き続き必要であることから、選任をお願いするものであります。

（注）１．書面決議による取締役会の回数は除いております。
２．上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2020年12月31日現在のものであります。
３．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
４．当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号 2

松園（マツゾノ） 勝喜（カツキ）（1980年３月26日生） 再任

所有する当社株式の数
－株

取締役会への出席状況
２０／２０回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年９月　ピーシーフェーズ株式会社 入社
2016年６月　当社 入社
2017年３月　当社 執行役員IT技術開発本部長
2017年５月　株式会社iApartment（現 株式会社Robot Home）取締役
2018年３月　当社 常務取締役CTO IT技術開発本部長
2019年３月　当社 取締役執行役員CTO（現任）
株式会社Robot Home 代表取締役（現任）
2020年４月　株式会社TABICT 取締役（現任）

［重要な兼職の状況］
株式会社Robot Home 代表取締役
株式会社TABICT 取締役

候補者とした理由

候補者は、IT部門における豊富な知識と経験を有しており、当社事業に精通しております。このような経験等は、引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待されると判断して、選任をお願いするものであります。

（注）１．書面決議による取締役会の回数は除いております。
２．上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2020年12月31日現在のものであります。
３．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
４．当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号 3

フジモト　カズユキ
藤本　一之 （1954年12月13日生）

再任

所有する
当社株式の数
－株

取締役会への
出席状況
２０／２０回
（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年４月	同和火災海上保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）入社
2007年４月	ニッセイ同和損害保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）執行役員
2007年６月	ニッセイ同和損害保険株式会社 取締役執行役員 株式会社損害保険リサーチ 社外取締役 株式会社自研センター 社外取締役 日本アウダテックス株式会社 社外取締役
2010年４月	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 執行役員
2010年６月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常務執行役員
2019年３月	当社 取締役執行役員コンプライアンス統括本部長
2020年１月	株式会社サナス 取締役（現任）
2020年３月	当社 取締役執行役員CCO（現任）
2020年６月	株式会社Robot Home　取締役

［重要な兼職の状況］
株式会社サナス 取締役

候補者とした理由

候補者は、コンプライアンス・リスク管理部門における高い見識を有し、当社のコンプライアンス強化に寄与しております。このような経験等は、引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待されるものと判断して選任をお願いするものであります。

（注）１．書面決議による取締役会の回数は除いております。
２．上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2020年12月31日現在のものであります。
３．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
４．当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日本銀行の継続的な金融政策を背景に、雇用・所得環境の改善、また、個人消費の改善及び設備投資の増加継続により、引き続き緩やかな回復基調で推移しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う世界経済への影響など、先行きについては厳しい状況が続くと見込まれ、金融資本市場の変動等、依然として不透明な状況が続いております。

不動産業界における賃貸住宅市場においては、景気の動向及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けにくく、入居率や賃貸水準ともに堅調に推移しております。また、テクノロジーを活用した業務効率化と透明性の高い不動産事業への変化が求められる中、AI･IoT等の先端技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）による不動産領域の様々なサービスの実用化が進んでおり、各種IoT機器を活用することにより多様化する生活スタイルに相応しいスマートホームの実現等、利便性の高いサービスの需要はさらに拡大すると見込まれております。

このような状況のもと、当社グループでは、「くらしに価値を。」という新しい経営理念を策定し、テクノロジーを活用した様々なサービスを提供していくことで、くらしに価値を与えることを実現すべく事業展開してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高61億47百万円（前年同期比67.4％減）、営業損失６億64百万円（前年同期は営業損失96億71百万円）、経常損失６億94百万円（前年同期は経常損失101億22百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失10億7百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失145億36百万円）となりました。

KANRY事業につきましては、AI・IoTなどのコアテクノロジーを活用した賃貸住宅管理戸数の増加やIoT導入シェアの継続的な拡大を目指し、「Residence kit」の機能改修・強化や、外部販売を推進いたしました。2020年７月13日には不動産経営を自動化させる新サービスとして「Residence kit for Owner」をリリースいたしました。また、自社開発をした賃貸管理RPAシステム「Residence kit for PM」の導入推進によりKANRY事業のコスト構造を見直し、収益力の向上を図りました。さらに、保証サービス事業においては、自社保証シェアの拡大に注力いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は29億95百万円(前年同期比10.4％増)、営業利益は９億49百万円(前年同期比168.5％増)となりました。このうち、AI・IoT関連の売上高は２億31百万円、営業利益は81百万円となりました。

TATERU事業におきましては、新型コロナウイルス感染症による宿泊需要の急激な落ち込みの影響を受け、新規のスマートホテルの開発をストップするとともに、宿泊需要のさらなる悪化に備えて債務保証損失引当金繰入額３億95百万円を計上いたしました。一方、収益不動産開発においては、好立地物件を厳選し用地仕入れを再開しており、富裕層向けのIoTで差別化された収益不動産の販売や、新たな商品ラインアップの拡充を行うべく企画開発に注力いたしました。また、テクノロジー×不動産コンサルティングによる老朽化施設のコンバージョンプロジェクト等においては、山中湖村に2020年９月19日にオープンいたしましたスポーツとファッションの複合施設「AddElm Chillout Village(チルビル)」の総合デザインを手掛けました

この結果、当連結会計年度における売上高は31億52百万円(前年同期比80.5％減)、営業損失は４億73百万円（前年同期は75億49百万円の営業損失）となりました。

２．設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は130,384千円であり、その主なものはオフィス移転に係る内装設備等に関するもの87,356千円であります。

3．資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は仕入資金及び収益物件の購入資金等であり、主に金融機関からの借入により調達しております。当連結会計年度末の借入金残高は200,000千円であります。

また、当社は、運転資金の効率的な資金調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,200,000千円の当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

2020年9月に、新株予約権の行使により19,200千円の資金調達を行っております。

4．対処すべき課題

当社グループは、「くらしに価値を。」という経営理念のもと、テクノロジーを通じて世の中の期待に応え、人々のくらしが豊かになる世界の実現を目指しております。こうした中、当社グループは2019年11月に経営方針を策定し、2020年２月に経営方針の取り組み進捗をふまえ、中期経営計画「NEXT TATERU VISION」を策定いたしました。このビジョンは当社グループがこれまで培ってきたTATERU事業やKANRY事業のノウハウをベースとし、次なるビジネスモデルの実現を目指すものであります。

①コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営の透明性・客観性の確保のため、コーポレートガバナンスの強化が重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行の実現を図るとともに、経営の監督機能と業務執行機能を明確に分離することで、経営の透明性・客観性の向上を図ってまいります。

また、指名・報酬委員会の設置により、取締役の報酬額についての客観性・透明性を高めるとともに、取締役会の実効性について、各取締役へのヒアリング等を通じて分析・評価を行っております。

②コンプライアンス・リスク管理体制の強化及び信頼の回復
当社グループは、コンプライアンス・リスク管理体制の強化が非常に重要な課題であると認識しております。そのため、当社グループのコンプライアンス・リスク管理を統括するコンプライアンス統括本部を設置し、コンプライアンス委員会の実効性を確保するとともに、取締役会、監査等委員会、内部監査室とも連携し、コンプライアンス・リスク管理体制の強化に取り組んでおります。
また、コンプライアンス統括本部内に事務課を設置することによる営業社員とは独立した部署での顧客との契約適合性の厳格な審査を通じ、顧客及び金融機関からの信頼の回復に努めるとともに、内部通報制度の充実などにも引き続き取り組んでまいります。

③PM（賃貸管理）プラットフォーム事業の拡大
当社グループは、自社開発したIoTの強みと賃貸住宅販売の双方を通じて管理受託を強化することにより、IoT賃貸住宅管理戸数をさらに拡大すると同時に、自社物件のIoT導入シェアの向上を図ってまいります。また、2020年１月に株式会社TABICTより新設分割により設立した株式会社サナスにおける保証サービスの受託も強化してまいります。
加えて、上記の施策の中で、自社開発した賃貸管理RPAシステム「Residence kit for PM」の導入によりPMプラットフォーム事業のコスト構造を改革し、収益力をアップしてまいります。
従来からの当社の強みである自社開発したIoTについては、賃貸住宅向けIoT商品の販売を強化してまいります。入居者様へのコンシェルジュサービスの提供とオーナー様へのIoT付加価値による賃料アップのメリットを提供してまいります。

④今後のTATERU事業の拡充
当社グループは、これまで培ってきたスマートホテル事業とアパート販売事業のノウハウをベースに、富裕層向けに「テクノロジー×不動産コンサルティング」による新サービスを展開してまいります。具体的には、商品ラインナップを従来の木造アパートから、RC・鉄骨アパート、オフィス、ホテル、レストランなどに拡充してまいります。

⑤技術革新への対応
当社グループは、これまでIT技術を早期に導入することで、コスト優位性を確保し、サービスやデザイン性の分野で差別化を図ってまいりましたが、ITの技術革新のスピードは速く、今後もその環境変化へ対応することが重要であると考えております。そのため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

⑥システムトラブルへの対応
当社グループの事業のコアは、ITの技術であり、地震、火災などの自然災害、事故、停電など予期せぬ事象の発生によって、当社グループ設備又は通信ネットワークに障害が発生した場合や、外部からの不正な手段によるサーバーへの侵入などの犯罪や役職員の過誤によるネットワーク障害が発生した場合は、当社グループの営業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、自社内において、万全の情報セキュリティ対策や事業の安定的な運用のためのシステム強化を行っております。

⑦継続企業の前提に関する重要事象等
当社グループは、前連結会計年度において売上総損失、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においては売上総利益を計上しているものの、依然として営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。
当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、当連結会計年度末の資金残高の状況及び今後の資金繰りを検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。
なお、ストック収入であるKANRY事業のさらなる拡大と、フロー収入であるTATERU事業の収益改善に取り組むことで、継続企業として安定的な収益確保を図ってまいります。

5．財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	2017年度 第12期	2018年度 第13期	2019年度 第14期	2020年度 (当連結会計年度) 第15期
売上高	67,016,456千円	79,149,341千円	18,828,288千円	6,147,103千円
経常利益又は経常損失（△）	5,863,994千円	507,749千円	△10,122,698千円	△694,379千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	3,995,449千円	821,881千円	△14,536,662千円	△1,007,325千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	51.52円	9.70円	△163.11円	△11.14円
総資産	21,864,780千円	32,445,011千円	12,290,799千円	9,376,073千円
純資産	9,667,768千円	22,881,489千円	8,227,844千円	7,235,439千円
1株当たり純資産額	120.56円	256.28円	91.24円	79.40円

（注）1．当社は、2018年1月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算出しております。
2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年2月16日）等を第14期の期首から適用しており、第13期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	2017年度 第12期	2018年度 第13期	2019年度 第14期	2020年度 (当期) 第15期
売上高	66,482,967千円	77,391,639千円	17,806,792千円	5,706,310千円
経常利益又は経常損失（△）	5,999,560千円	298,880千円	△9,235,683千円	△188,457千円
当期純利益又は当期純損失（△）	3,924,049千円	837,956千円	△14,243,839千円	△1,073,916千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	50.60円	9.89円	△159.82円	△11.88円
総資産	21,054,078千円	31,714,480千円	12,719,225千円	9,678,966千円
純資産	9,514,622千円	22,748,461千円	8,526,309千円	7,461,918千円
1株当たり純資産額	120.35円	256.25円	94.55円	81.88円

（注）1．当社は、2018年1月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算出しております。
2．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年2月16日）等を第14期の期首から適用しており、第13期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

6．重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Robot Home	255,000千円	100.00%	IoT機器の開発、製造及び販売
株式会社TABICT	10,000千円	100.00%	宿泊施設運用サービス メンテナンス事業
株式会社サナス	10,000千円	100.00%	保証事業

7．主要な事業内容

当社グループにおいては、ストックビジネスであるKANRY事業及びフロービジネスであるTATERU事業を行っております。

具体的な事業内容は、主として以下のとおりであります。

事　業　区　分	事　業　内　容
KANRY事業	AIを活用したIoT、PMシステム開発 AI・IoTを活用したPMプラットフォーム DX総合支援サービス
TATERU事業	不動産コンサルティング及び企画開発

8．主要な営業所

当　社：本社（東京）、福岡支店、大阪支店、名古屋支店、仙台支店

子会社：株式会社Robot Home（東京）、株式会社TABICT（東京）、株式会社サナス（東京）

9．従業員の状況

①企業集団の従業員数

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
156〔27〕名	47名減

（注）上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を〔　〕外数で記載しております。

②当社の従業員数

従　業　員　数	前期末比増減
141〔22〕名	25名減

（注）上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を〔　〕外数で記載しております。

10．主要な借入先

借　入　先	借　入　額
株式会社三井住友銀行	200,000千円

（注）当社は、運転資金の効率的な資金調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,200,000千円の当座貸越契約を締結しております。
なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

2 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

1．発行可能株式総数　282,464,000株

2．発行済株式の総数　91,127,000株

3．株主数　30,505名

4．大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
古木大咲	39,950,000株	43.83%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,443,700	3.77
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,374,100	2.60
石井啓子	2,121,000	2.32
株式会社ＳＢＩ証券	1,897,468	2.08
楽天証券株式会社	1,505,800	1.65
公益財団法人石井育英会	1,500,000	1.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	887,000	0.97
株式会社日本カストディ銀行（信託口６）	732,600	0.80
大城崇聡	650,000	0.71

（注）持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1．当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2．事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1．取締役の氏名等

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
古木　大咲	代表取締役	CEO 株式会社Robot Home 取締役 株式会社TABICT 取締役 株式会社サナス 取締役 一般社団法人DX不動産推進協会　代表理事
松園　勝喜	取締役	執行役員CTO 株式会社Robot Home 代表取締役 株式会社TABICT 取締役
藤本　一之	取締役	執行役員CCO 株式会社サナス 取締役
鈴木　良和	取締役 (監査等委員)	シティユーワ法律事務所 パートナー 株式会社ゼロ 社外監査役
石塚　克信	取締役 (監査等委員)	
浅田　浩	取締役 (監査等委員)	株式会社アーサーズ・チーム 代表取締役 株式会社フィット 取締役

(注) 1．取締役（監査等委員）鈴木良和氏、石塚克信氏及び浅田浩氏は、社外取締役であります。
2．当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3．当社は、取締役（監査等委員）鈴木良和氏、石塚克信氏及び浅田浩氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4．2020年３月17日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって、高杉雄介氏及び佐伯幸祐氏が取締役を任期満了により退任いたしました。
5．2020年３月17日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって、應本健氏、秦武司氏及び塩濱剛治氏が取締役（監査等委員）を辞任により退任いたしました。
6．当社では、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

役　名	氏　名	職　名
執行役員	安井　慎二	CFO兼経営管理本部長
執行役員	佐伯　幸祐	不動産コンサルティング本部長
執行役員	安田　博一	DX不動産推進本部長
執行役員	小野寺　浩太	社長室長
執行役員	山本　千賀子	内部監査室長

2．当事業年度に係る取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く。）	５名	73,050千円	（うち社外	－名 —千円）
取締役（監査等委員）	６名	21,300千円	（うち社外	６名 21,300千円）

（注）１．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年３月23日開催の第11回定時株主総会において年額500,000千円以内と決議いただいております。
２．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年３月23日開催の第11回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
３．当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名、監査等委員である取締役３名であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年３月17日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名、監査等委員である取締役３名を含んでいるためであります。

3．社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）鈴木良和氏は、シティユーワ法律事務所のパートナー、株式会社ゼロの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同事務所並びに同社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）石塚克信氏は、重要な兼職はありません。

社外取締役（監査等委員）浅田浩氏は、株式会社アーサーズ・チームの代表取締役、株式会社フィットの取締役を兼務しております。当社と各社との間に特別の利害関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会・監査等委員会への出席状況	主な活動状況
社外取締役(監査等委員)	鈴　木　良　和	当事業年度開催の取締役会 １５回中１５回出席 当事業年度開催の監査等委員会 １０回中１０回出席	弁護士としての豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	石　塚　克　信	当事業年度開催の取締役会 １５回中１４回出席 当事業年度開催の監査等委員会 １０回中９回出席	長年にわたる警察官としての豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	浅　田　　浩	当事業年度開催の取締役 １５回中１５回出席 当事業年度開催の監査等委員会 １０回中１０回出席	企業経営に関する豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

5 会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

監査法人 ハイビスカス

（注）当社の会計監査人であった有限責任　あずさ監査法人は、2020年３月17日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

2．責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	監査法人ハイビスカス	有限責任　あずさ監査法人
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	16,100千円	11,953千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,100千円	11,953千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

4．会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査内容等の概要や報酬見積りの算定根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

5．非監査業務の内容

該当事項はありません。

6．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨と解任の理由について、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関して、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制及び方針

1．業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、当社及び子会社の取締役、使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則した行動を行うために「コンプライアンス基本方針」並びに「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスがすべての企業活動の基本であることを徹底する。

② 「コンプライアンス基本方針」において、コンプライアンスを「法令等を守り、社会からの要請に適合した企業活動を営むこと」と定義し、また、コンプライアンス担当役員が所管するコンプライアンス統括本部を中心に、コンプライアンス体制の維持向上を図る。

③ コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、委員会活動等を通じて、当社グループのコンプライアンスに係わる全体の方針の策定、諸施策の企画・推進、活動状況の監督・指導を行う。

④ 内部通報制度として、社員からの通報、相談対応窓口を社内及び社外専門会社に設置する他、顧客及び取引先等の当社外の関係者が通報等を行える独立通報窓口であるTATERUグループコンプライアンスラインを社外に設置し、問題の早期発見、未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

⑤ 使用人の職務執行の適切性を確保するために、内部監査室を配置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室長は、必要に応じて監査等委員、監査法人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行において、取締役会議事録を始めとした書類と職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会が損失に繋がるリスクの管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、リスク管理部門として経営管理本部がリスク管理活動を統括する。

② コンプライアンス委員会において、想定される各種リスクに対応し、適切に評価・管理を行う体制を構築する。

③ 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 取締役会を毎月１回定期的に開催するとともに、機動的な意思決定を行うための臨時取締役会を適宜開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
② 取締役会の下に、経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を具体的に各部署に伝達する。
③ 日常の職務執行において、効率的に実施するために、業務分掌規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各職位の責任者が的確に意思決定できるような体制を整備する。
(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 当社は、統一された経営理念のもと、個々の事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、この規程に沿って子会社の管理については経営管理本部が行い、監査については内部監査室等が行う。
② 子会社については、自主的経営を基本とするが、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社の取締役会に報告し、重要な案件は事前に当社の承認を要する体制とする。
(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性及び、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務は監査等委員会事務局においてこれを補助する。なお、監査等委員会事務局を内部監査室が兼務する。また、内部監査室が監査等委員の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指示・命令は受けないこととする。なお、内部監査部門の人事事項（異動、評価及び懲戒等）については、監査等委員との事前協議を要するものとする。
(7) 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
① 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は従業員にその説明を求めることができる。
② 当社取締役（監査等委員を除く）、子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員に報告する。
③ 当社取締役（監査等委員を除く）、子会社の取締役及び使用人は、監査等委員からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

④　監査等委員会へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底する。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。また当会社は、監査業務に係る費用を支弁するため、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとする。

(9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査等委員会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とする。

②　監査等委員会は、必要に応じて、内部監査室長及び会計監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制とする。

(10) 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等関係外部機関と緊密な連携関係を構築し、事案が発生した場合は、組織的に対処できる体制を構築する。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況

取締役会を20回開催し、法令や定款に定める事項及び経営上重要な事項に関する意思決定のほか、取締役の職務の執行の監督等を行いました。

また、当社は、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任し、効率的な意思決定を行っております。

(2) 監査等委員会に関する運用状況

①　監査等委員は取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、取締役等から業務執行の状況の報告を受けています。また、審議事項については必要に応じて意見を述べるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っています。

② 監査等委員長はコンプライアンス委員会に委員として出席し、審議事項については必要に応じて意見を述べるとともに、その内容について監督を行っています。出席後、監査等委員会にてコンプライアンス委員会の議事内容を報告、意見交換をすることで効果的に不正等の各種リスクについて監視、検証を行っています。
③ 監査等委員会は会計監査人と定期的に情報交換を行うとともに、実査に同行し、会計監査人の品質管理体制の確認、及び財務報告に係る内部統制への対応状況について監視、検証を行っています。
④ 監査等委員会は内部監査室が実施する内部監査等に関する報告を聴取するとともに、拠点往査に同行し、各拠点の業務運営状況の適正性について巡視、検証を行っています。

3．株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、将来の事業拡大に備えた企業体質の維持・強化を図りつつ継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。しかしながら、当期の配当につきましては、当期の業績を勘案し、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。

なお、今後の配当につきましては、安定的な利益創出と充分な内部留保が実現された段階で、事業展開の状況及びリスク等を総合的に勘案し、配当の再開を検討してまいります。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	8,682,459
現金及び預金	5,764,099
売掛金	506,222
商品及び製品	18,714
販売用不動産	1,890,433
仕掛販売用不動産	83,656
貯蔵品	5,117
その他	531,385
貸倒引当金	△117,169
固定資産	693,614
有形固定資産	118,164
建物	101,636
車両運搬具	8,453
建設仮勘定	439
その他	7,635
無形固定資産	38,866
その他	38,866
投資その他の資産	536,582
投資有価証券	433,900
繰延税金資産	21,144
その他	81,538
資産合計	9,376,073

負債の部	
科目	金額
流動負債	2,103,260
買掛金	51,492
1年内返済予定の長期借入金	200,000
未払法人税等	74,758
預り金	611,748
賞与引当金	34,164
資産除去債務	3,940
債務保証損失引当金	651,167
その他	475,989
固定負債	37,373
資産除去債務	37,373
負債合計	2,140,633
純資産の部	
株主資本	7,246,035
資本金	7,296,022
資本剰余金	7,202,210
利益剰余金	△7,252,197
その他の包括利益累計額	△10,595
その他有価証券評価差額金	△12,881
為替換算調整勘定	2,286
純資産合計	7,235,439
負債・純資産合計	9,376,073

連結損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**6,147,103**
売上原価		**4,505,619**
売上総利益		**1,641,484**
販売費及び一般管理費		**2,305,925**
営業損失		**664,441**
営業外収益		
受取利息	790	
受取配当金	500	
投資事業組合運用益	11,719	
雇用調整助成金	6,236	
その他	14,988	34,234
営業外費用		
支払利息	35,117	
投資事業組合運用損	1,512	
支払手数料	18,060	
その他	9,482	64,172
経常損失		**694,379**
特別利益		
固定資産売却益	4,938	
新株予約権戻入益	1,020	
資産除去債務戻入益	9,748	15,707
特別損失		
投資有価証券評価損	292,745	
減損損失	35,851	
関係会社整理損	2,315	330,913
税金等調整前当期純損失		**1,009,585**
法人税、住民税及び事業税	18,883	
法人税等調整額	△21,144	△2,260
当期純損失		**1,007,325**
親会社株主に帰属する当期純損失		**1,007,325**

連結株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2020年1月1日残高	7,286,422	7,192,610	△6,249,263	8,229,769
連結会計年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	9,600	9,600		19,200
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,007,325	△1,007,325
連結範囲の変動			4,390	4,390
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	9,600	9,600	△1,002,934	△983,734
2020年12月31日残高	7,296,022	7,202,210	△7,252,197	7,246,035

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2020年1月1日残高	△4,227	1,282	△2,945	1,020	8,227,844
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					19,200
親会社株主に帰属する当期純損失					△1,007,325
連結範囲の変動					4,390
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△8,653	1,004	△7,649	△1,020	△8,669
連結会計年度中の変動額合計	△8,653	1,004	△7,649	△1,020	△992,404
2020年12月31日残高	△12,881	2,286	△10,595	−	7,235,439

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**8,796,305**
現金及び預金	5,392,714
売掛金	491,048
販売用不動産	1,893,540
仕掛販売用不動産	83,656
貯蔵品	5,117
前渡金	6,650
前払費用	63,643
関係会社短期貸付金	525,000
その他	365,349
貸倒引当金	△30,414
固定資産	**882,661**
有形固定資産	**109,271**
建物	101,636
その他	7,635
無形固定資産	**38,737**
その他	38,737
投資その他の資産	**734,651**
投資有価証券	452,788
関係会社株式	201,594
出資金	830
その他	79,438
資産合計	**9,678,966**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**1,444,541**
買掛金	42,091
1年内返済予定の長期借入金	200,000
未払金	286,261
未払費用	24,613
未払法人税等	59,175
未払消費税等	118,213
前受金	48,415
預り金	629,940
賞与引当金	31,890
資産除去債務	3,940
固定負債	**772,505**
資産除去債務	37,373
関係会社事業損失引当金	735,131
負債合計	**2,217,047**
純資産の部	
株主資本	**7,474,800**
資本金	7,296,022
資本剰余金	7,206,540
資本準備金	7,206,540
利益剰余金	△7,027,763
利益準備金	14,482
その他利益剰余金	△7,042,245
繰越利益剰余金	△7,042,245
評価・換算差額等	**△12,881**
その他有価証券評価差額金	△12,881
純資産合計	**7,461,918**
負債・純資産合計	**9,678,966**

損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**5,706,310**
売上原価		**3,882,134**
売上総利益		**1,824,175**
販売費及び一般管理費		**2,020,832**
営業損失		**196,657**
営業外収益		
受取利息	17,880	
受取配当金	500	
投資事業組合運用益	11,719	
雇用調整助成金	5,897	
受取出向料	19,416	
業務受託料	7,506	
その他	7,286	70,205
営業外費用		
支払利息	35,117	
投資事業組合運用損	2,619	
支払手数料	18,060	
その他	6,208	62,005
経常損失		**188,457**
特別利益		
固定資産売却益	3,938	
新株予約権戻入益	1,020	
資産除去債務戻入益	9,748	14,707
特別損失		
投資有価証券評価損	292,745	
関係会社整理損	2,315	
関係会社事業損失引当金繰入額	600,623	895,684
税引前当期純損失		**1,069,435**
法人税、住民税及び事業税	4,481	4,481
当期純損失		**1,073,916**

株主資本等変動計算書 (2020年１月１日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
2020年１月１日残高	7,286,422	7,196,940	14,482	△5,968,328	△5,953,846	8,529,517
事業年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	9,600	9,600				19,200
当期純損失				△1,073,916	△1,073,916	△1,073,916
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	9,600	9,600	－	△1,073,916	△1,073,916	△1,054,716
2020年12月31日残高	7,296,022	7,206,540	14,482	△7,042,245	△7,027,763	7,474,800

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2020年１月１日残高	△4,227	△4,227	1,020	8,526,309
事業年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				19,200
当期純損失				△1,073,916
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△8,653	△8,653	△1,020	△9,673
事業年度中の変動額合計	△8,653	△8,653	△1,020	△1,064,390
2020年12月31日残高	△12,881	△12,881	－	7,461,918

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年２月16日

株式会社ＴＡＴＥＲＵ
取締役会　御中

監査法人ハイビスカス
東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士 阿　部　海　輔 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士 森　崎　恆　平 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＴＡＴＥＲＵの2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＴＡＴＥＲＵ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年２月16日

株式会社ＴＡＴＥＲＵ
取締役会　御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士 阿　部　海　輔 ㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士 森　崎　恆　平 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＴＡＴＥＲＵの2020年１月１日から2020年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、過年度に判明しました「従業員による融資審査書類の改ざん、及びこれに類する融資申請手続の不正行為」につきましては、特別調査委員会からの提言を含む再発防止策の実施状況を確認・検証しております。監査等委員会としては、引き続き再発防止策を含む法令遵守体制の運用、継続的改善が取り組まれるよう注視してまいります。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

株式会社TATERU　監査等委員会

監査等委員　鈴木　良和　㊞

監査等委員　石塚　克信　㊞

監査等委員　浅田　　浩　㊞

（注）監査等委員 鈴木良和、石塚克信及び浅田浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会 会場ご案内図

会 場　連合会館 2階 大会議室（203・204会議室）※昨年と会場が異なります。

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番11号

開始日時　2021年3月24日（水）午後2時開始 / 受付：午後1時30分開始

※昨年と開始時刻が異なります。



●地下鉄

東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」
B3出口（徒歩0分）

東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」
B3出口（B3出口まで徒歩5分）

都営地下鉄新宿線「小川町駅」
B3出口（B3出口まで徒歩3分）

※B3a・B3b出口は、違う方向へ出ますのでご注意ください。

●JR

JR中央線・総武線「御茶ノ水駅」
聖橋口から徒歩5分



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。